

令和6年11月 定例総会議事録

日 時 令和6年11月29日（金） 午前9時30分～午前10時30分

場 所 小林市役所 第1別館 大会議室

農業委員

会長	春 口 隼 人	会長代理	東 原 安 雄	3	棚 橋 道 夫	4	吉 村 昭 生
5	小 畠 利 春	6	上 仮 屋 博	7	大 山 竹 子	8	高 田 春 男
9	河 野 雄 二	10	田 原 尚 紀	11	種 子 田 勝	12	瀬 戸 山 博 好
13	谷 之 木 信 弘	14	大 部 実 男	15	下 沖 秀 人	16	倉 菌 嘉 枝 子
17	石 川 文 男	18	松 田 ま り 子	19	長 瀬 茂 弘		

欠席 春 口 隼 人

農地利用最適化推進委員

20	井 上 亘	21	上原 都由子	22	新 田 敏 文	23	高 岩 昭 市
24	池 井 周 造	25	中 山 敏 章	26	前 田 次 雄	27	丸 尾 義 盛
28	池 田 幸 一	29	内 一 幸	30	井 口 紀 男	31	山 下 市 郎
32	大 山 則 夫	33	井 野 実	34	大 久 津 和 幸	35	栗 水 流 峯 一
36	谷 口 和 巳	37	福 本 正 三				

欠席 上原 都由子

事務局

事務局長	村 岡 浩 二	主 幹	竹 内 秀 次	主 幹	西 原 学	主 査	宮 田 衣 美
主 査	橋 谷 理 己						

議 題

報告第22号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 報告第23号 農地法第4条の規定による許可申請書の取り下げについて
 報告第24号 農地法第5条の規定による許可申請書の取り下げについて

議案第86号 農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定許可について
 議案第87号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
 議案第88号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）
 附則第5条第1項の規定による決定について（使用貸借）
 議案第89号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）
 附則第5条第1項の規定による決定について（貸貸借）
 議案第90号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）
 附則第5条第1項の規定による決定について（所有権）
 議案第91号 農用地利用集積等促進計画について（中間管理事業）
 議案第92号 農地法第4条の規定による許可申請書進達について

議案第93号	農地法第5条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について
議案第94号	農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について
議案第95号	非農地証明願承認について

開議 午前9時30分

事務局 皆様、おはようございます。

委員 おはようございます。

事務局 それでは定例総会を始めたいと思います。本日の定例総会は農業委員18名、推進委員17名の方が出席されています。農業委員会規則第7条の規定により本総会は成立していることを報告します。はじめに11月の行事実績及び12月の行事予定を報告します。

(11月の行事実績及び12月の行事予定の報告)

それでは開会の言葉を東原会長代理が申し上げます。

会長代理 皆さん、おはようございます。それでは小林農業委員会11月期の定例総会を只今より開会します。

事務局 本日は報告が第22号から第24号の14件、議案が第86号から第95号の110件、合計124件でございます。なお、本日は会長が欠席のため、「農業委員会等に関する法律、第5条第5項、会長が欠けたとき、または事故があるときは委員が互選した者がその職務を代理する。」とありますので、東原会長代理に議長をお願いすることとします。よろしくお願いいたします。

議長 はい、それでは会長不在のため、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。議事に入る前に今月の議事録署名を3番棚橋委員、5番小島委員にお願いします。なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので、議案ごとに審査報告をお願いいたします。それでは先に報告をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告の第22号農地法第18条第6項の規定による通知について
下記の通り農地法第18条第6項の規定による通知があったから報告する。

(報告第22号～報告第24号朗読)

議長 はい、ありがとうございました。只今報告がございましたが、なにかご質問ご意見等がございましたら挙手をお願いします。

(無しの声)

議長 無しということですので、議事に入っていきたいと思います。
始めに議案第86号、農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第86号、農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定許可について
下記のとおり農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請があったから許可するものとする。

(議案第86号1番朗読 他2件省略)

議長 はい、ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(17番挙手)

議長 はい、17番。

17番 今月の野尻町区分の農地法第3条・基盤法等及び農地法第4条、農地法第5条、非農地の事前審査を第6小委員会に付託されましたので、11月20日に審査会を行いました。その結果を議案ごとに報告します。

議案第86号、農地法第3条の規定による使用貸借権でございます。

1番、申請地を借受け、規模拡大を行う。5年間の設定です。

2番、隣接地を借受け、規模拡大を行う。5年間の設定です。

3番、農業者年金受給のため、20年間の再設定でございます。

合計3件、審議の結果、小委員会といたしましては許可相当と判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございました。只今報告がございましたが、意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 無しということですので、採決をいたします。

議案第86号、農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定許可について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定致します。
続きまして議案87号、農地法第3条の規定による所有権移転許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第87号、農地法第3条の規定による所有権移転許可について
下記のとおり農地法第3条の規定による所有権移転許可申請があったから許可するものとする。

(議案第87号 1 番朗読 他12件省略)

議長 はい、ありがとうございました。ここで13番が〇〇委員に関する案件でございますので、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

議長 それでは13番の審査報告をお願いします。

(17番挙手)

議長 はい、17番。

17番 議案第87号、農地法第3条の規定による所有権移転許可について
13番、〇〇委員の関連案件でございます。
申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり199,078円でございます。
審議の結果、小委員会としましては許可相当と判断をしました。
報告を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。只今報告がございましたが意見・発言等をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは、無しということですので採決いたします。

13番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので、許可することに決定いたします。

(〇〇委員入室)

議長 〇〇委員に申し上げます。案件について許可することに決定いたしました。

〇〇委員 ありがとうございました。

議長 それでは他の案件につきまして、審査報告をお願いします。

(14番挙手)

議長 はい、14番。

14番 今月の農地法3条・基盤法・農地利用集積計画の事前審査を第5小委員会に付託されましたので、11月20日に会長同席のもと審査会を実施しました。その結果を議案ごとに報告します。

議案第87号、農地法第3条の所有権移転であります。

1番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり91,659円。

2番、知人からの贈与を受ける。

3番、父からの贈与を受ける。

4番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり8,828,006円。営農計画書添付です。

10aあたりの単価が高いという意見がありました。場所は小林秀峰高校の近くであり、譲受人がどうしても欲しかった土地であることが推測されます。

5番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり100,610円。

6番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり152,091円。

7番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり200,000円。

8番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり3,027,417円。

審議の結果、小委員会では許可することと判断しました。

報告を終わります。

(17番挙手)

議長 はい、17番

17番 議案87号、野尻町区分でございます。

9番、親戚から贈与を受けるものである。

10番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり107,643円。

11番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10a あたり84,459円。

12番、知人から贈与を受けるものである。

審査の結果、小委員会としましては許可相当と判断しました。

報告を終わります。

議長 ありがとうございました。只今報告がございましたが、意見等がある方は挙手をお願いします。

(無しの声)

議長 無しということですので、採決いたします。

議案第87号、農地法第3条の規定による所有権移転許可について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定します。

続きまして、議案第88号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第88号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について

下記のとおり農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）を作成したので計画通り決定する。

(議案88号1番朗読)

議長 はい、ありがとうございました。では審査報告をお願いします。

(14番挙手)

議長 はい、14番。

14番 議案88号、農業経営基盤強化促進法（使用貸借）であります。

1番、農業者年金受給のため、20年間の設定です。

審議の結果、小委員会としては計画通り決定することと判断しました。
報告を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。只今報告がありましたが、意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 無しということですので、採決をいたします。
議案第88号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り決定いたします。
続きまして、議案第89号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定についてを議題といたします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第89号、農業経営強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による決定について
下記のとおり農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画(賃貸借)を作成したので計画通り決定する。

(議案第89号1番)

議長 はい、ありがとうございました。ここで1番が〇〇委員の議案ですので、〇〇委員は退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

議長 それでは審査報告をお願いします。

(17番挙手)

議長 はい、17番。

17番 議案第89号、農業経営強化基盤法（賃貸借）でございます。
1番は〇〇委員に関連のある案件でございます。
1番の期間は5年間。10aあたり1,947円
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することと判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。只今報告がございましたが。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 無しということですので、採決をいたします。
議案第89号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り決定いたします。
続きまして、議案第90号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権）の決定についてを議題といたします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局

事務局 議案第90号、農業経営強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による決定について、
下記のとおり農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画(所有権)を作成したので計画通り決定する。

(議案90号1番朗読 他22件省略)

議長 はい、ありがとうございます。ここで4番及び5番が〇〇委員の案件ですので〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員退出)

議長 それでは審査報告をお願いします。

(14番挙手)

議長 はい、14番。

14番 議案第90号、農業経営基盤強化促進法（所有権）であります。
4番と5番ですが、〇〇委員の案件でございます。
4番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり200,000円。
5番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり136,857円。
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することと判断しました。
報告を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。只今報告がございましたが、意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 無しということですので、それでは採決いたします。
案件4番及び5番について、計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り決定いたします。

(〇〇委員入室)

議長 〇〇委員に報告いたします。案件については計画通り決定すること決定しました。

〇〇委員 ありがとうございました。

議長 それでは他の案件について審査報告をお願いします。

(14番挙手)

議長 はい、14番。

14番 議案第90号、農業経営基盤強化促進法（所有権）です。
1番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり89,726円。
2番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり81,301円。
3番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり200,000円。
6番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり34,578円。

7番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり150,000円。
8番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり203,770円。
9番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり118,467円。
10番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり266,945円。
11番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり352,869円。
12番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり250,000円。
13番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり152,920円。
14番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり345,653円。
15番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり100,402円。
16番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり97,847円。
17番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり131,857円。
以上、審議の結果、小委員会としては計画通り決定することと判断しました。
報告を終わります。

(17番挙手)

議長 はい、17番。

17番 議案第90号、同じく野尻町区分です。
18番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり320,718円。
19番、隣接地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり150,000円。
20番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり99,113円。
21番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり191,571円。
22番、申請地を購入し、規模拡大を図る。10aあたり133,172円。
23番、特例事業を活用し、規模拡大を図る。10aあたり399,741円。
以上、審議の結果、小委員会としては計画通り決定することと判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございました。只今報告がございましたが、意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 無しということですので、採決をいたします。
議案第90号、業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権）の決定について計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り決定いたします。
続きまして、議案第91号、農用地利用集積等促進計画についてを議題といたしま

す。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第91号、農用地利用集積等促進計画について
下記のとおり農用中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積促進計画（中間管理事業）を作成したので計画通り承認する。

(議案第91号 1 番朗読 他60件)

議長 はい、ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(14番挙手)

議長 はい、14番。

14番 議案第91号、農用地利用集積促進計画について
小林地区です。田163,355㎡、畑130,385.42㎡、計293,740.42㎡。
審査の結果、計画通り承認することにしました。報告を終わります。

(17番挙手)

議長 はい、17番。

17番 続いて、野尻地区です。
野尻地区は計8件、田7,311㎡、畑63,819㎡、計71,130㎡です。
審査の結果、計画通り承認することにしました。報告を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。只今報告がございましたが意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 無しとしますので採決をいたします。
議案第91号、農用地利用集積等促進計画について、計画通り承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画通り承認することに決定いたします。
続きまして、議案第92号、農地法4条の規定による許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第92号、農地法4条の規定による許可申請書進達について
下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第92号1番朗読)

議長 はい、ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(11番挙手)

議長 はい、11番。

11番 今月の4条・5条・非農地証明の事前審査を第4小委員会に付託されました。
11月21日に会長同席のもと審査会を実施しました。議案ごとに報告をします。
議案92号、農地法4条の規定による許可申請書進達について、
1番、真方の萩谷です。転用の理由は一般個人住宅。1種農地になります。
審議の結果、小委員会としても許可相当と判断しました。以上で終わります。

議長 はい、ありがとうございました。只今報告がございましたが意見がある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 無しとすることですので採決をいたします。
議案第92号、農地法第4条の規定による許可申請書について意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので、意見書を付して進達することに決定いたします。
続きまして、議案93号、農地法第5条規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第93号、農地法第5条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について

下記のとおり農地法第5条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第93号 1 番朗読 他 1 件省略)

議長 はい、ありがとうございました。それでは審査報をお願いします。

(11番挙手)

議長 はい、11番。

11番 議案93号、農地法第5条の使用貸借の権利の設定についてです。

1 番、北西方の石塚、転用理由は一般個人住宅・駐車場。妻の父親から使用貸借を行うものです。

審議の結果、委員会としましては、許可相当と判断しました。報告を終わります。

(17番挙手)

議長 はい、17番。

17番 続いて、野尻区分です。

2 番、転用理由は駐車場です。リサイクル業を営む譲受人は、申請地を仕事用の駐車場敷地として利用したく申請するものでございます。一時転用期間は許可日から1年間でございます。利用終了後、農地に戻す案件でございます。農地区分は3種農地でございます。申請地から500m以内に小学校と児童クラブがあります。上下水道は通っております。4 mの道路に面していることから3種農地扱いになります。

なお、令和6年4月1日に「農地法に係る事務処理要領の制定について」が一部改正が施行され、転用目的が資材置場や駐車場のようには建築物の建築等を伴わないものである場合、農業委員会は、相談者から提示された事業計画から、一時転用により目的が達成できる事案かどうかを検討し、関係書類とともにその結果を都道府県等に報告し、その結果を受けるものとなっております。

その結果、一時転用により目的を達成できると判断されております。

審議の結果、委員会としましては、許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。只今報告がありましたが、何か質問がある方は挙手をお願いします。

(無しの声)

議長 無しと言うことなので採決をいたします。
議案第93号、農地法5条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について、意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので、意見書を付して進達することに決定いたします。
続きまして、議案94号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

事務局 議案第94号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について
下記のとおり農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第94号1番朗読 他1件省略)

議長 はい、ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(11番挙手)

議長 はい、11番。

11番 議案第94号、農地法第5条の所有権移転許可です。
1番、場所は堤の三本松。転用理由は駐車場敷地、追認申請でございます。
すでに駐車場として使用していた案件となります。
審議の結果、小委員会としても許可相当と判断しました。報告を終わります。

(17番挙手)

議長 はい、17番

17番 続いて、野尻町区分でございます。
2番、転用理由は一般住宅・物置敷地、追認申請です。農地区分は2種農地。
譲渡人所有の農地に隣接しております。一般基準の水の流れは土地改良区の排水路で受けることになっております。周辺農地への営農上に支障は及ばないと判断しました。
審議の結果、小委員会としても許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。只今報告がございましたが、意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 無しとしますので採決をいたします。
議案第94号、農地法第5条による所有権移転許可申請書進達について意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので、意見書を付して進達することに決定いたします。
続きまして議案第95号、非農地証明願い承認についてを議題といたします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第95号、非農地証明願い承認について
下記のとおり、非農地証明願いがあったから承認するものとする。

(議案第95号 1 番朗読 他 2 件省略)

議長 はい、ありがとうございました。それでは審査報告をお願いします。

(11番挙手)

議長 はい、11番

11番 議案95号、非農地証明願い承認について。
1 番、2 カ所あり、1 箇所目が南西方檜木平、山麓線の生駒に上がる中程にあります。調査事項は山林です。もう 1 カ所は南西方杉玉、これも山麓線の今別府公民館を右に上がったところです。これも調査事項は山林です。
2 番、場所は細野大王の高速道路の脇で、調査事項は山林ですが竹藪でした。
3 番、場所は北西方種子田原、坂元から種子田原に行く途中にあり、調査事項は原野です。現地はどこがどこか分からないような藪でした。
審議の結果、委員会としましては、許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。只今報告がございましたが、意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 無しということですので、採決をいたします。
議案第95号、非農地証明願いを承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので承認することに決定いたします。
以上で議事を終了します。お疲れ様でした。

閉議 午前10時30分

令和6年11月29日定例総会

議事録署名

_____ 印

_____ 印